元国税・東大卒税法研究者が教える！

超速！平成２９年度税制改正

著者

元国税調査官・税理士

松嶋　洋

目次

はじめに

平成２９年度主要税制改正項目サマリー

Ⅰ　個人課税に関する改正

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し
積立ＮＩＳＡの創設等
医療費控除等の改正
その他押さえておくべき改正事項

Ⅱ　資産課税に関する改正

事業承継税制の見直し
相続税・贈与税の納税義務の見直し
居住用超高層建築物に係る課税の見直し
相続税等の財産評価の適正化
その他押さえておくべき改正事項

Ⅲ　法人課税に関する改正

研究開発税制等の見直し
所得拡大促進税制の見直し
役員給与税制等の見直し
組織再編税制等の見直し
中小企業向け設備投資促進税制の拡充
地方拠点強化税制の見直しと地域中核企業向け設備投資促進税制の創設
その他押さえておくべき改正事項

Ⅳ　消費課税に関する改正

仮想通貨に係る課税関係の見直し

Ⅴ　納税環境整備等に関する改正

国税犯則調査手続等の見直し
災害に関する税制上の措置
その他押さえておくべき改正事項

Ⅵ　国際課税に関する改正

外国子会社合算税制等の総合的見直し
その他押さえておくべき改正事項

はじめに

例年とは異なり、大きなトラブルもなく成立した平成２９年度改正は、改正項目の量も質も非常に乏しいです。財産評価の適正化や配偶者控除等の見直しなど、税理士実務に大きな影響を与える改正もありますが、その大部分は組織再編税制の見直しやタックスヘイブン税制の見直しなど、上場企業などの大企業に影響を及ぼすものであり、中小企業にとって影響を及ぼすものは少なく、税理士実務に対する影響は小さいと言えます。

大企業に影響を及ぼす、という点からも読み取れますが、本年度改正を見ると、経済産業省が主導する内容が例年に比して多いことが分かります。税制改正において、税収を確保したい財務省と、経済成長を目的に多くの減税措置を要求する経済産業省との間で、駆け引きが行われていることは想像できますが、アベノミクスの成果が上がっているとは言えない昨今、税収の確保よりも経済成長を求める思いが政治には強くあり、結果として成長に重きを置いた税制改正を優先させたのではないかと考えられます。

税制改正は政策目的を反映してなされるものですので、この目的に沿った税制改正であれば、そのあり方を批判することはできません。しかし、成長を優先させるという改正の方策から、至急措置すべき改正事項について、検討が不十分であることが本年度改正の大きな問題点と考えられます。就業調整を防止するのであれば、配偶者控除の廃止まで踏み込んだ議論が必要です。タワマン節税を防止するのであれば、固定資産税に限らず相続税評価の改正まで考慮すべきです。中小企業の節税を防止するのであれば、所得金額だけではなく、何をもって中小企業とするのか、その概念整理が必要になります。このあたり、本来実施しなければならない改正を棚上げにして、小手先の改正に留めるのでは、税制改正を行う実益は十分ではなく、残念な結果にしかならないでしょう。

とは言え、これらの改正について取り敢えず一部でも法改正を実現させた上で、今後の改正のための布石を置く、というのが立案者の本音でしょう。このため、今の内から来年度改正の動向に着目しておく必要があります。この意味では、平成２９年度改正は、将来の抜本改正を見込んだ過渡的な税制改正であると言えそうです。

なお、税理士実務における注意点としては、中小企業ではほとんど適用されないものの、大企業などで使われる項目が多いといった特徴がありますから、より細かく顧客の管理をしておく必要があります。とりわけ、類似業種比準方式の改正については、大企業は減税になることが多い反面、中小企業は増税になることが多いわけで、改正内容を正確に使い分ける必要もあります。このような意味では平成２９年度改正は中身がない改正であるにしても、しっかりと内容を把握し、顧客に応じて使い分ける必要があります。

平成２９年度主要税制改正項目サマリー

Ｉ　個人課税関係

税制改正項目	概要
配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	配偶者控除：本人所得の上限設定と所得に応じた縮減 配偶者特別控除：対象となる配偶者の所得金額の増額と、本人の所得金額に応じた縮減（平成３０年分以後の所得税等）
積立ＮＩＳＡの創設等	現行ＮＩＳＡとの選択で、積立投資に適した、所定の株式投資信託に係る積立投資について年間４０万円までＮＩＳＡの対象とされるなどの改正（平成３０年１月１日以後）
添付すべき特定口座年間取引報告書の範囲の拡大	電磁的方法により交付を受けた所定の電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で一定のものが添付書類に追加（平成３１年分以後の所得税等）
特定口座異動届出書の記載内容の緩和	一定の特定口座異動届出書について、提出する者の個人番号の記載が不要になる（平成２９年分以後の所得税等）
医療費控除等の改正	医療費控除等の適用要件として、原則、明細書を添付し、領収書を保存（原則として、平成２９年分以後の確定申告書を平成３０年１月１日以後に提出する場合について適用）
住宅の耐久性向上改修工事に係る特例	所定の耐久性向上改修工事が税額控除の対象となる等の改正（平成２９年４月１日から平成３３年１２月３１日での間に自己の居住の用に供する場合について適用）
その他の住宅関連税制に関する改正	省エネ改修工事の範囲につき、全窓要件が緩和されるなど、所定の改正（平成２９年分の所得税から適用）
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限が平成２９年までから平成３２年まで３年延長（法人税も同様）
個人住民税の上場株式等に係る配当所得等の課税方式の明確化	上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることが明確化

Ⅱ　資産課税関係

税制改正項目	概要
事業承継税制の見直し（災害等の特例）	被災者が適用を受ける場合の特例として、所要の措置が創設（平成２９年１月１日以後の相続等）
事業承継税制の見直し（中小向け特例）	取消事由である雇用確保要件の一人未満切上げ、認定相続承継会社の中小企業者であることの要件の撤廃など所要の改正（平成２９年１月１日以後の相続等）
事業承継税制の見直し（精算課税）	相続時精算課税に係る贈与が事業承継税制の対象になる（平成２９年１月１日以後の贈与等）
相続税・贈与税の納税義務の見直し	非居住無制限納税義務者の要件のうち、国内居住が過去５年から１０年になること等に加え、一時的滞在の特例の創設（平成２９年４月１日以後の相続等）
居住用超高層建築物に係る課税の見直し	タワマンの固定資産税・不動産取得税の税額按分が、階層等に応じてなされる（平成３０年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成２９年４月１日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除きます。）について適用）
相続税等の財産評価の適正化（取引相場のない株式）	類似業種比準方式につき、利益の割合が３→１になるなど、所定の改正（平成２９年１月１日以後の相続等）
相続税等の財産評価の適正化（立木の評価）	杉及びひのきについて、現行評価額を全体的に引き下げ。松について、原則として、標準価額を定めず個別に評価（平成２９年１月１日以後の相続等）
相続税等の財産評価の適正化（広大地の評価）	要件が明確化されるとともに、面積に応じた評価から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に改正（平成３０年１月１日以後の相続等）
相続税等の財産評価の適正化（株式保有特定会社の評価）	株式保有特定会社の判定対象となる株式等の範囲に、新株予約権付社債が追加（平成３０年１月１日以後の相続等）
物納財産の順位等の改正	上場株式等が第一順位に追加される等所定の改正（平成２９年４月１日以後の相続等）
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の改正	領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することが可能（平成２９年６月１日以後に提出する領収書等）
医業継続に係る納税猶予等の改正	適用期間の３年延長（平成３２年９月３０日まで）と認定医療法人に対する贈与税の非課税措置（平成１８年医療法等改正法の改正以後の贈与等）

Ⅲ　法人課税関係

税制改正項目	概要
研究開発税制等の見直し	総額型について増減割合に応じた控除率とする制度に改組したり、試験研究費の範囲を拡大させたりするなど所定の改正（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
所得拡大促進税制の見直し	平均給与等支給額の要件の厳格化（大企業）と、大企業の改正後の要件を満たす場合には控除額が増額（中小企業）（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
利益連動給与の見直し	利益連動給与について、算定指標の範囲の拡大などの改正（平成２９年４月１日以後に支給等に係る決議等をする給与について適用）
利益連動の退職給与等の取扱いの改正	利益連動給与の要件を満たさない一定の退職給与は損金不算入となる等所定の改正（原則、平成２９年１０月１日以後に支給等に係る決議等をする給与について適用）
事前確定届出給与の見直し	対象に一定の株式報酬や一定の新株予約権報酬が追加され、一定の譲渡制限付株式報酬が除外（原則、平成２９年１０月１日以後に支給等に係る決議等をする給与について適用）
定期同額給与の範囲の改正	税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与が対象に追加（平成２９年４月１日以後に支給等に係る決議等をする給与について適用）
譲渡制限付株式又は新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例の見直し	譲渡制限付株式を対価とする費用の損金算入時期が、原則として制限解除日から制限解除が確定した日に改正される等所定の改正（原則、平成２９年１０月１日以後に支給等に係る決議等をする給与について適用）
適格分割の範囲の追加	一定のスピンオフに係る分割型分割が適格分割に追加（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
１００％子法人株式の全部を分配する現物分配の改正	１００％子法人株式の全部を分配する現物分配について、分割分割と同様の課税関係とするための所要の措置（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
単独新設分社型分割等の後に所定の現物分配を行うことが見込まれる場合の取扱い	単独新設分社型分割等の後に所定の現物分配を行うことが見込まれる場合の適格判断について所要の措置（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）

税制改正項目	概要
吸収合併等の対価要件の改正	発行済株式の３分の２以上を有する場合には、その他の株主に対して金銭等交付しても適格合併等とされる（平成２９年１０月１日以後に行われる組織再編成について適用）
全部取得条項付種類株式の端数処理等による完全子法人化の取扱い	スクイーズアウトの税制措置として、一定の完全子法人化が組織再編成税制の一環とされる（平成２９年１０月１日以後に行われる組織再編成について適用）
非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象資産の見直し	非適格株式交換等の時価評価の対象資産から、帳簿価額（現行：資産の価額と帳簿価額との差額）が１千万円未満の資産が除外される（平成２９年１０月１日以後に行われる組織再編成について適用）
みなし配当が生じる自己株式の取得範囲の改正	全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主からの一定の買取請求に基づく自己株式の取得がみなし配当事由の範囲から除外（平成２９年１０月１日以後に行われる組織再編成について適用）
組織再編税制における適格要件の見直し	一定の合併等に係る株式継続保有要件が見直されるなど、所要の措置（平成２９年１０月１日以後に行われる組織再編成について適用）
組織再編税制に係る租税回避防止規定の改正	支配関係発生年度開始日から支配関係発生日前の一定の譲渡損失が欠損金の引継ぎ制限の対象になる等所定の改正（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
中小企業投資促進税制の上乗せ措置の改正（中小企業経営強化税制）	中促の上乗せ措置に器具備品・建物附属設備も対象に含めるなど所定の改正の上、平成３１年３月３１日まで期限延長（税額控除額は中促、経営改善設備の特別控除と合わせて法人税の２０％限度）（平成２９年４月１日以後取得等する対象資産について適用）
中小企業投資促進税制の延長等	器具備品が除外された上、平成３１年３月３１日まで期限延長（税額控除額は中小企業経営強化税制、経営改善設備の特別控除と合わせて法人税の２０％限度）
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の延長	平成３１年３月３１日まで期限延長（税額控除の控除額は中小企業経営強化税制、中促と合わせて法人税の２０％限度）
地方拠点強化税制の見直し（税額控除）	税額控除の控除額の上乗せ措置が平成３０年３月３１日まで延長

税制改正項目	概要
地方拠点強化税制の見直し（雇用促進税制）	無期・フルタイムの新規雇用者に対する税額控除額の上乗せ措置など所要の改正（平成２９年４月１日以後開始する事業年度について適用）
地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	地域の中核事業を支援するための特例措置の創設（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正法の施行日以後に取得等する対象資産について適用）
法人税関係等の中小企業向けの各租税特別措置の制限	平均所得金額（前３事業年度の所得金額の平均）が年１５億円を超える事業年度において、中小向け租税特別措置の適用が停止（平成３１年４月１日以後に開始する事業年度から適用）
営業権等の償却方法の改正	営業権等について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算が義務化（平成２９年４月１日以後開始する事業年度において適用）
中小企業者等に係る軽減税率の特例の延長	８００万円以下の法人税率を１５％とする措置が平成３１年３月３１日までの間に開始する各事業年度まで２年延長
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長等	買換特例のうち所定の規定について、所定の改正を行った上、適用期限が平成３２年３月３１日まで３年延長
公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例の延長等	割増率を１０％（現行：１２％）に引き下げ、適用期限が平成３１年３月３１日までに開始する各事業年度まで２年延長
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の廃止	適用期限（平成２９年３月３１日）の到来をもって、廃止

Ⅳ　消費課税関係

税制改正項目	概要
仮想通貨に係る課税関係の見直し	仮想通貨が非課税取引とされる（原則として、平成２９年７月１日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用）

Ⅴ　納税環境整備等関係

税制改正項目	概要
国税犯則調査手続等の見直し	電磁的記録に係る証拠収集手続が整備されるなど、国税犯則調査手続の充実化（原則、平成３０年４月１日から施行）
災害に関する税制上の措置（個人課税関係）	被災した場合において、一定のときには住宅ローン控除の継続適用が可能になり、かつ買換特例の取得予定期間も延長される（原則、平成２９年分以後の所得税）
災害に関する税制上の措置（相続税・贈与税関係）	被災した場合の住宅取得等資金の贈与につき、所定の特例措置が創設されるなど一定の措置（原則、平成２９年１月１日以後の贈与等）
災害に関する税制上の措置（法人税関係）	被災した場合の繰戻還付等や被災代替資産の特別償却など一定の措置（原則、平成２９年４月１日以後開始事業年度から適用）
災害に関する税制上の措置（消費税関係）	被災した場合の課税事業者選択届出書の提出期限の特例等一定の措置（原則、平成２９年４月１日以後に指定日が到来する特定非常災害の指定を受けた災害について適用）
納税地の変更に関する届出書等の緩和	納税地の変更に関する届出書等について、変更後の税務署長への届出が不要とされる（平成２９年４月１日以後施行）
設立届出書等の緩和	設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされる（平成２９年４月１日以後施行）
確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し（法人税等）	一定の会計監査人設置会社などについて、申告期限が４月まで延長が可能になる（平成２９年４月１日以後開始事業年度から適用）
国税通則法の申告期限の延長に係る見直し	納税者の多数にわたり期限までに申告等をすることができないと認める場合には延長が可能になるなど、所定の改正（原則、平成２９年４月１日以後に生ずる災害等のやむを得ない理由について適用）
増額更正に併せて連動的に控除額を増額させる措置	所定の規定について、増額更正時に税額控除額を増額させることが可能になる（平成２９年４月１日以後施行）

Ⅵ　国際課税関係

税制改正項目	概要
外国子会社合算税制等の総合的見直し	租税負担割合基準の廃止や適用除外基準の見直し、部分合算課税の拡大など、外国子会社合算税制等の抜本的な見直し（外国関係会社の平成３０年４月１日以後に開始する事業年度から適用）
非永住者の課税所得の範囲の見直し	外国の上場市場で譲渡される等の一定の有価証券の譲渡所得を非永住者の課税所得から除外するなど、所定の改正（平成２９年４月１日以後に行う有価証券の譲渡について適用）
租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備	相互協議の申立てを相手国居住者にも認めるなど、租税条約の相互協議手続の改正に伴う国内法の整備（平成２９年４月１日から適用）
１００％子法人株式の現物分配に係る組織再編税制の見直しへの対応	スピンオフの組織再編成に係る法人税法の改正に応じた、１００％子法人株式の現物分配がなされた場合の非居住者等株主の課税関係について所定の整備（所得税については平成２９年分から、法人税については平成２９年４月１日以後開始する事業年度から、適用）

※　適用関係について、大綱上明記されていないものについては、考え得る適用関係を記載しております。

Ⅰ　個人課税に関する改正

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

概要

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除が改正されます（大綱Ｐ１７～２０）。
概ね納税者不利の改正と考えられます。

内容

１　配偶者控除の改正

（１）所得税

配偶者控除の額が、以下の通り改正されます。

なお、合計所得金額が１，０００万円を超える居住者については、配偶者控除の適用対象外となります。

①　現行

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
制限なし	３８万円	４８万円

②　改正後

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
９００万円以下	３８万円	４８万円
９００万円超９５０万円以下	２６万円	３２万円

９５０万円超１，０００万円以下	１３万円	１６万円

（２）地方税

配偶者控除の額が、以下の通り改正されます。

なお、合計所得金額が１，０００万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用対象外となります。

①　現行

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
制限なし	３３万円	３８万円

②　改正後

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
９００万円以下	３３万円	３８万円
９００万円超９５０万円以下	２２万円	２６万円
９５０万円超１，０００万円以下	１１万円	１３万円

２　配偶者特別控除の改正

（１）所得税

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、３８万円超１２３万円以下（現行:３８万円超７６万円未満）とされ、その控除額が以下の通り改正されます。

なお、合計所得金額が１，０００万円を超える居住者については、現行と同様、配偶者特別控除の適用対象外となります。

①　現行

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超４０万円未満	３８万円
４０万円以上４５万円未満	３６万円
４５万円以上５０万円未満	３１万円
５０万円以上５５万円未満	２６万円
５５万円以上６０万円未満	２１万円
６０万円以上６５万円未満	１６万円
６５万円以上７０万円未満	１１万円
７０万円以上７５万円未満	６万円
７５万円以上７６万円未満	３万円

②　改正後

イ　合計所得金額９００万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超８５万円以下	３８万円
８５万円超９０万円以下	３６万円
９０万円超９５万円以下	３１万円
９５万円超１００万円以下	２６万円
１００万円超１０５万円以下	２１万円
１０５万円超１１０万円以下	１６万円
１１０万円超１１５万円以下	１１万円
１１５万円超１２０万円以下	６万円
１２０万円超１２３万円以下	３万円

ロ　合計所得金額９００万円超９５０万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超８５万円以下	２６万円
８５万円超９０万円以下	２４万円

９０万円超９５万円以下	２１万円
９５万円超１００万円以下	１８万円
１００万円超１０５万円以下	１４万円
１０５万円超１１０万円以下	１１万円
１１０万円超１１５万円以下	８万円
１１５万円超１２０万円以下	４万円
１２０万円超１２３万円以下	２万円

ハ　合計所得金額９５０万円超１，０００万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超８５万円以下	１３万円
８５万円超９０万円以下	１２万円
９０万円超９５万円以下	１１万円
９５万円超１００万円以下	９万円
１００万円超１０５万円以下	７万円
１０５万円超１１０万円以下	６万円
１１０万円超１１５万円以下	４万円
１１５万円超１２０万円以下	２万円
１２０万円超１２３万円以下	１万円

（２）地方税

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、３８万円超１２３万円以下（現行:３８万円超７６万円未満）とされ、その控除額が以下の通り改正されます。

なお、合計所得金額が１，０００万円を超える所得割の納税義務者については、現行と同様、配偶者特別控除の適用対象外となります。

①　現行

配偶者の合計所得金額	控除額

３８万円超４５万円未満	３３万円
４５万円以上５０万円未満	３１万円
５０万円以上５５万円未満	２６万円
５５万円以上６０万円未満	２１万円
６０万円以上６５万円未満	１６万円
６５万円以上７０万円未満	１１万円
７０万円以上７５万円未満	６万円
７５万円以上７６万円未満	３万円

②　改正後

イ　合計所得金額９００万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超９０万円以下	３３万円
９０万円超９５万円以下	３１万円
９５万円超１００万円以下	２６万円
１００万円超１０５万円以下	２１万円
１０５万円超１１０万円以下	１６万円
１１０万円超１１５万円以下	１１万円
１１５万円超１２０万円以下	６万円
１２０万円超１２３万円以下	３万円

ロ　合計所得金額９００万円超９５０万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超９０万円以下	２２万円
９０万円超９５万円以下	２１万円
９５万円超１００万円以下	１８万円
１００万円超１０５万円以下	１４万円
１０５万円超１１０万円以下	１１万円

１１０万円超１１５万円以下	８万円
１１５万円超１２０万円以下	４万円
１２０万円超１２３万円以下	２万円

ハ　合計所得金額９５０万円超１，０００万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
３８万円超９５万円以下	１１万円
９５万円超１００万円以下	９万円
１００万円超１０５万円以下	７万円
１０５万円超１１０万円以下	６万円
１１０万円超１１５万円以下	４万円
１１５万円超１２０万円以下	２万円
１２０万円超１２３万円以下	１万円

３　その他

（１）所得税

上記の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について、記載事項の見直しを行う等の所要の措置が講じられます。

（２）地方税

①　配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成３１年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填することとされています。

②　上記の見直しに伴い、調整控除の適用要件の見直しを行うなど、所要の措置が講じられます。

適用関係

上記の改正のうち、所得税に係る改正は、平成３０年分以後の所得税について適用されま

す。

上記の改正のうち、地方税に係る改正（３（２）①を除きます。）は、平成３１年度分以後の個人住民税について適用されます。

上記３（２）①の改正は、大綱上明記されていませんが、平成３１年度分以後の個人住民税の課税について適用されると考えられます。

関連法規

配偶者控除については、所法８３、地法３４①十・３１４の２①十等
配偶者特別控除については、所法８３の２、地法３４①十の二・３１４の２①十の二等

コメント

改正議論の俎上に毎年度載る配偶者控除・配偶者特別控除の見直しですが、報道によると、配偶者控除の廃止や夫婦控除の創設といった大改正がなされると言われていました。しかし、ふたを開けてみると、配偶者控除について本人の所得の上限設定及び本人の所得に応じた控除金額の縮減や、配偶者特別控除の控除金額について本人の所得に応じて縮減するといった、既存の制度の枠組みを大きく変えることのない、小手先の改正で決着されています。

改正の背景について、大綱においては以下の解説がなされています。

１　配偶者控除の見送りの経緯

大綱Ｐ３ わが国の個人所得課税においては、一定の収入以下の扶養親族を有する場合に、それぞれの事情に応じて納税者の担税力の減殺を調整することとしており、配偶者控除もその調整の仕組みの一つである。また、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられている。こうした点を勘案すれば、配偶者控除を廃止して、配偶者に係る配慮を何ら行わないことには問題がある。

２　夫婦控除の見送りの経緯

大綱Ｐ３

夫婦世帯を対象に新たな控除を認めるとの考え方もあるが、全ての夫婦世帯を対象とすれば、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行うこととなり、非常に多額の財源を必要とすることから、控除の適用に当たって夫婦世帯の所得に上限を設けることが必要となる。しかし、わが国においては個人単位課税を採用しており、世帯単位で所得を把握することが難しいとの問題がある。また、夫婦世帯を対象に新たな控除を設けることについて、国民の理解が深まっているとは言えない。

配偶者控除・配偶者特別控除について抜本改革が必要なことは理解しているものの、所得控除制度や個人単位課税という既存の所得税の枠組みを変えることができないというジレンマが立案者側にはあり、結果として小手先の改正に留めざるを得なかった、という言い訳が記載されています。このような小手先の改正は、抜本改正までの経過的措置として行うことは致し方ないことも事実ですが、このような経過的措置が導入されれば、法律は確実に複雑になります。抜本改正の道筋が見えない中で、このような改正を入れる実益が本当にあるのか、大いに疑問があります。

実際のところ、改正後の控除額は非常に分かりにくくなっており、以下の図を見ても、容易には整理ができない制度となっています。

控除額を納税者本人の所得に応じて逓減・消失させていく仕組み（案）

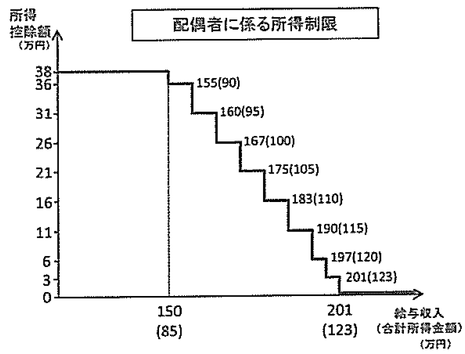

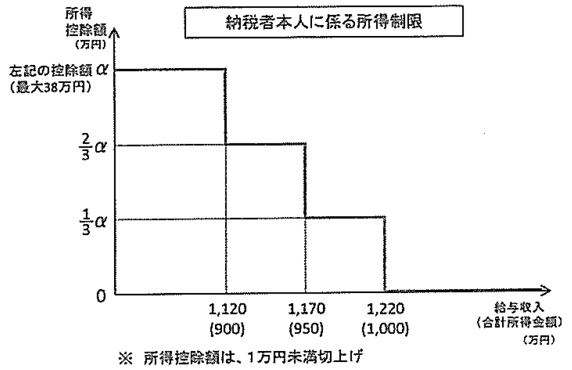

※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入（合計所得金額） →　（単位：万円）

納税者本人の給与収入（合計所得金額）	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	～103 (～38)	～150 (～85)	～155 (～90)	～160 (～95)	～167 (～100)	～175 (～105)	～183 (～110)	～190 (～115)	～197 (～120)	～201 (～123)	201～ (123～)
～1,120 (～900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
～1,170 (～950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
～1,220 (～1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220～ (1,000～)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①～1,120万円（～900万円）の場合、控除額48万円、②1,120～1,170万円（900～950万円）の場合、控除額32万円、③1,170万円～1,220万円（950～1,000万円）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。

（出典）大蔵財務協会研修会資料

実務の注意点としては、合計所得金額１千万円前後の納税者に対しては、行政指導による接触が確実に増えると考えられます。特に、年末調整の際等は、副業等の所得金額も関係してきますので、合計所得金額の見積額を細かく確認する必要があるでしょう。

なお、大綱上明記されているわけではありませんが、「控除対象配偶者～を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする」（大綱Ｐ１７）とされていることから、現行の所得税法の控除対象配偶者の定義（所法２①三十三）を変えることはないと考えられます。このため、控除対象配偶者を扶養親族等の一人として税額計算が適用される毎月支払う給与から徴収する源泉徴収税額については、本人の合計所得金額の見積もりに関係なく、現状と同様の取扱いになると想定されます。

この点、改正法の確認が必要になりますし、仮にこの想定で正しければ、年末調整の段階で不足額を徴収する従業員が増える可能性が大きいですので、注意が必要になります。

配偶者控除・配偶者特別控除に限った話ではありませんが、所得控除制度の大きな問題点として、高い税率が適用される富裕層により大きなメリットがあることが指摘されています。この点からすれば、所得金額に関係なく一定額の控除となる税額控除方式への切替えが有効と解されますが、大綱において今後の改革の方向性として挙げられているだけで（参考：大綱Ｐ５）、本改正において十分な議論がなされたとは考えられません。

配偶者控除の適用上限を定めたとしても、真に制限すべき富裕層のほとんどは会社経営をしていることが多いわけで、となれば所得の分散をしたり、高税率が適用され、かつ給与所得控除も制限されている所得税の負担を嫌い、法人の内部留保を強めたりする、といった節税を図るはずです。以上を踏まえれば、本制度の悪影響を最も受けるのは、いわゆる金持ちサラリーマンであることは容易に想定されます。日本の税制度はサラリーマンに厳しいと言われますが、課税の公平の考え方から、果たしてこのままでいいのか大いに疑問があります。

ところで、本改正の趣旨ですが、以下の通りパート収入を押さえる就業調整を問題視していることが読み取れます。

大綱Ｐ４

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額３８万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を８５万円（給与所得のみの場合、給与収入１５０万円）に引き上

げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入１５０万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である１，０００円の時給で１日６時間、週５日勤務した場合の年収（１４４万円）を上回るものである。
こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

しかしながら、就業調整する大きな理由は、年収が１０３万円以下であれば、本人に税金がかからないことにあると考えられ、それが制度上１５０万円に引き上げられたとしても、就業調整にプラスの影響が働くか大いに疑問です。仮に、立案者の想定通りであったとしても、１０３万円の壁が１５０万円の壁に変わるだけ、といった整理になるに過ぎないと懸念されます。

実際のところ、従来から配偶者特別控除によって１０３万円の壁は解消していると言われており、就業調整の問題は１０３万円という金額が先行する従業員の意識にあると指摘されていました。となれば、このような意識改革を促すのであれば、むしろ基礎控除にまで踏み込んで改正を行う必要があると考えられます。

加えて、就業調整の理由は税だけでなく、社会保険にもあるわけで、税だけ先行してこのような改正を行うのは、合理的とは言えません。事実、本改正によって妻の年収が増加して減税になった世帯でも、社会保険料の増加や妻の年収増加による配偶者手当の減額から、世帯の手取りが減る可能性も考えられます。滑稽なことに、配偶者手当制度等の見直しを企業に要請する、といった責任逃れの記述も大綱には明記されています（参考：大綱Ｐ４～５）。

以上を踏まえると、本改正の本音は、配偶者控除の適用対象を制限することにあり、言い換えれば富裕層に対する増税にあると考えざるを得ないと思われます。